

豊川市総合交通戦略策定等業務委託仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、豊川市が委託する豊川市総合交通戦略策定等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、現行の「豊川市地域公共交通計画」が令和7年度をもって計画期間が終了となることに合わせて、令和5年度に実施した公共交通に関するアンケート調査の結果を踏まえ、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、豊川市地域公共交通計画を内包する豊川市総合交通戦略を策定することを目的とする。

第3条（業務期間）

業務期間は契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。

第4条（業務内容）

(1)計画準備

本業務の目的を十分理解し、合理的かつ正確に業務を実施するために実施体制、実施工程及び実施方法を記載した業務計画書を作成し、豊川市と十分な打合せを実施する。計画準備にあたっては、国土交通大臣の認定要件（都市・地域総合交通戦略要綱第3条第3項）に合致するとともに、「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」（令和4年5月国土交通省都市局）及び「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（令和5年10月）を踏まえた交通戦略となるよう配慮すること。

(2)上位・関連計画等の整理

本業務の遂行に必要な上位・関連計画や国等の政策動向、近年の社会情勢及び傾向等の情報を収集し、整理すること。また、情報収集にあたり、公共交通事業者、大学等研究機関及び国土交通省等の関係者を対象と

したヒアリングを実施すること。

(3)現況整理

過年度に実施したアンケート調査結果の分析や産学官へのヒアリングを実施し、本市の都市及び都市交通について、交通手段別、地域別に評価・検証を行い、現況を整理すること。

また、現況整理にあたり、市内バス路線を対象としたOD調査を実施する。調査はコミュニティバス10路線及び豊鉄バス新豊線・豊川線の始発から最終までの全便を対象として平日1日、休日1日の合計2日間実施すること。

(4)課題整理及び対応方針取りまとめ

上記を踏まえて課題整理を行い、対応方針をまとめること。

(5)将来像、基本方針及び基本目標の設定、施策の抽出

令和6年度に整理した課題及び対応方針に基づき、本市における将来像、基本方針及び基本目標を設定し、施策を抽出すること。

(6)施策のパッケージ化

施策をパッケージ化したうえで、地域別に実施主体、内容、時期等を定めた実施プログラムを立案すること。

(7)重点事業の設定

上記を踏まえ、重点事業を設定すること。

(8)社会実験の企画・準備

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正（令和5年法律第18号）等を踏まえ、令和8年度から社会実験として開始する特定の地域あるいは市域全域を対象とした新規移動手段等について立案し、企画・準備をすること。

(9)会議等の運営支援

豊川市総合交通戦略の策定に係る協議会、庁内合意形成に係る作業部会の打合せの運営支援、パブリックコメントの実施支援として、資料作成、会議の出席、会議議事録作成等を行う。なお、協議会は8回、作業部会は5回、パブリックコメントは1回を想定。

(10)打合せ協議

打合せ協議は、市担当者と緊密な連携をとり、適宜行う。なお、初回、中間時（２回）と成果品納品時の計４回を想定。

(1) 成果品の提出

成果品は以下のとおりとし、業務期日までに豊川市都市整備部市街地整備課へ提出するものとする。

- ① 報告書 : 1部（A4版くるみ製本）
- ② 総合交通戦略（本編） : 100部（A4簡易製本）
- ③ 総合交通戦略（概要版） : 100部（A4簡易製本）
- ④ 上記の電子データ（CD-R） : 1式

第5条（管理技術者、照査技術者、担当技術者）

本業務の管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））、技術士（総合技術監理部門（建設—道路））、技術士（建設部門（都市及び地方計画））、技術士（建設部門（道路））、RCCM（都市計画及び地方計画）又はRCCM（道路）の資格保有者であり、自治体の総合交通戦略策定、公共交通計画策定又はこれらに類似する業務実績（元請に限る。）を有していなければならない。

- 2 本業務の照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））、技術士（総合技術監理部門（建設—道路））、技術士（建設部門（都市及び地方計画））、技術士（建設部門（道路））、RCCM（都市計画及び地方計画）又はRCCM（道路）の資格保有者でなければならない。
- 3 本業務の管理技術者が、前項に掲げる業務のいずれかの業務の実績を有さない場合は、当該管理技術者が実績を有さない業務の実績を有する担当技術者を配置しなければならない。

第6条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、豊川市は受託者に作業に必要な資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱う。本業務の完了後は、速やかに豊川市に返却しなければならない。

貸与資料については、豊川市の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

第7条（秘密の保持）

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

第8条（契約不適合責任）

本業務完了後、過失または疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合、関連する項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

第9条（損害賠償等）

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、豊川市に発生事由及び処理結果を書面にて報告するものとする。

第10条（再委託等の制限）

再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で確認し、委託者の書面による承諾を得た場合にのみ可能とする。

第11条（個人情報保護に関する事項）

受託者は、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を遵守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

第12条（参考文献等の名記）

成果品その他資料及び電子データ内に文献その他の資料を引用した場合

は、引用元である文献その他資料の名称等を明記すること。なお、引用・掲載等については、原則として受託者の責をもって承諾を得た上で実施すること。

第13条（成果品等の帰属）

本業務における成果及び業務作成上の資料の著作権、所有権その他の権利は、全て委託者に帰属するものとし、当該資料について、委託者の承認を受けずに複製、公表又は貸与をしてはならない。

第14条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、豊川市と受託者が協議のうえ定めるものとする。